

スタートアップ応援事業補助金の交付決定後の手続について

(進捗状況報告書、実績報告書)

■ 報告書の提出 (申請者全員対象)

1. 進捗状況報告書

対象年度	提出期日	提出様式・添付書類	内容
1年目	最初の利子支払い月の 12か月後の末日まで	<input type="checkbox"/> 様式第3号(第7条関係) <input type="checkbox"/> 金融機関へ利子を支払ったことが 証明できる資料(計画表や予定 表は不可)	初年度の進捗状況(利子支払状況) について報告いただきます。県で内容を確認後、当該年度分の補助金の支払を行います。
2年目	最初の利子支払い月の 24か月後の末日まで	<input type="checkbox"/> 様式第3号(第7条関係) <input type="checkbox"/> 金融機関へ利子を支払ったことが 証明できる資料(計画表や予定 表は不可)	2年度目の進捗状況(利子支払状況)について報告いただきます。県で内容を確認後、当該年度分の補助金の支払を行います。

2. 実績報告書

対象年度	提出期日	提出様式・添付書類	内容
最終年度	補助対象期間終了日 から 20日以内	<input type="checkbox"/> 規則様式第5号(規則第17条関係) <input type="checkbox"/> 様式第4号(第8条関係) <input type="checkbox"/> 金融機関へ利子を支払ったことが 証明できる資料(計画表や予定表は不可)	最終年度の実績(利子支払状況)について報告いただきます。県で内容を確認後、当該年度分の補助金の支払を行います。

※各様式は鳥取県のホームページからダウンロードが可能です。(http://www.pref.tottori.lg.jp/245509)
報告書類に関し御不明な点がありましたら下記担当まで御連絡ください。

■ その他 (該当者のみ)

以下に該当する事項が生じた場合、申請書や証明書の提出が必要です。当初の交付申請書の内容から変更が生じる場合は、まずは下記担当までお問合せください。

ア. 事業に関する重要な変更、事業の中止・廃止

当初の交付申請書の内容から重要な変更(利子の増額など)が生じる場合、また、やむを得ず事業を中止・廃止しようとする場合は、事前に変更承認書の提出が必要です。

イ. 氏名・法人名の変更、住所変更

氏名の変更や事業の法人化などにより申請者の名称変更が生じる場合や、当初交付申請書に記載した申請者の住所を変更する場合は、変更の証明となる書類の提出が必要です。

担当：商工労働部産業振興課 産業支援担当
電話：0857-26-7690/ファクシミリ：0857-26-8117
電子メール：sangyou-shinko@pref.tottori.lg.jp